

第 16 章 第 14 章及び第 15 章についての
事業者の見解

第16章 第14章及び第15章についての事業者の見解

16.1 環境の保全の見地からの意見に対する都市計画決定権者の見解

第14章で示した、環境の保全の見地からの意見に対する都市計画決定権者の見解は、表16-1～表16-14に示すとおりである。

表 16-1 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
対象事業の 目的及び概要	2-8	1. 施設配置計画から 敷地全体を 1 メートルの盛土をするとあるが、当該地域はハザードマップで 5 メートルの浸水地帯になっている。洪水氾濫の際の対策が無く、排水施設の堆積物やごみの汚染物質が流出し、市野川や周辺の田畑が汚染される。また荒川にも流れる。ハザードマップを考慮した環境影響評価が無いのは、地域にとって最大の不安である。
	2-8	2. 大気 煙突の高さを 59m と設定し、それ以外の可能性を考えないのはなぜか根拠不明(東京には 100m を超す煙突がいくつもある)
	2-8	敷地全体を 1 メートル程度盛土し、浸水を防止する。とあるが、ハザードマップでは最大 5 メートルの浸水区域であり盛土 1 メートルで浸水を防止できるとは思えない。
	2-8 ～ 2-11	2.6.5 2-11 について 浸水対策について十分配慮し、災害対策の拠点となることは、不可能である。 3-91 で明らかになっているように、計画地は、河道・氾濫源である。地震災害ばかりではなく、日本の災害は気候変動による風水害も多い。
	2-13	・尚、鳩山町に建設予定の焼却施設では、環境保全目標が 0.01、川越市資源化センターは、平成 22 年稼働、国内で最も厳しいレベルの排ガス基準 DXNs 0.005ng-TEQ/m ³ N 以下)を設定して管理し、安定操業を継続している。これまで、中部環境センターの環境汚染を受忍させられてきた地域住民は、0.1 の保全目標に納得できない。
	2-13	また自主基準値が 0.1 ナノグラムは高すぎる。他事例はもっと低い値である。
	2-13	ダイオキシン類について 排出基準について 0.1ng-TEQ/m ³ N を適用し独自基準は設けていないが、それは調査より独自基準で 0.01ng を設置するとクリアできない状態であることがわかる。決して好しい値ではない。ダイオキシン類は、現在では生命への影響のある指標となるため 0.1ng とすべきである。
	2-13	ダイオキシン類の基準が 0.1 に設定されていますが、基準を 0.01 に設定の焼却施設もあるので、是非とも 0.01 にしてください。 30 年以上もの長きにわたり有害物質を排出し続けてきた環境での生活を強いられてきてまたこの先同じような悪環境にさらされるのは地元住民の差別以外の何物でもありません。

都市計画決定権者の見解

本手続きは埼玉県環境影響評価条例に従って行っておりますが、その中に災害時を想定した環境影響評価を行う規定を定めていないため、準備書においても災害時を予測評価した内容はございません。なお、災害時において、ごみ処理施設にとって重要なことは、安定的に操業を続けることです。そのため、浸水対策として、熱回収施設プラットホームの 2 階への配置によりごみピットへの浸水防止を図り、工場棟の主要設備を上階へ設置することにより浸水の影響を回避するなどの計画としております。

煙突の高さにつきましては、平成 29 年 1 月に組合が策定した「新ごみ処理施設整備基本計画」において検討した結果、採用された値です。具体的には、煙突高さ 59m と 90m の場合を比較し、環境影響面、構造面、景観面、工期及び経済性を検討した結果、59m とすることが有利であると結論付けたものです。なお、環境アセスメント手続きにおきましては、煙突の高さは調査計画書に記載をさせていただいたとおりで、準備書でも変更はありません。

災害時において、ごみ処理施設にとって重要なことは、安定的に操業を続けることです。そのため、浸水対策として、熱回収施設プラットホームの 2 階への配置によりごみピットへの浸水防止を図り、工場棟の主要設備を上階へ設置することにより浸水の影響を回避するなどの計画としております。

災害時において、ごみ処理施設にとって重要なことは、安定的に操業を続けることです。そのため、浸水対策として、熱回収施設プラットホームの 2 階への配置によりごみピットへの浸水防止を図り、工場棟の主要設備を上階へ設置することにより浸水の影響を回避するなどの計画としております。

自主基準値(0.1ng-TEQ/m³N)として採用している法基準値は、健康影響の観点から設定された数値よりも厳しい値(健康影響数値 80ng-TEQ/m³N に対して約 0.1%)として定められたものです。これは、最新の技術に照らし最大限可能な水準まで削減するという国の考えに基づくものであり、適切な自主基準値であると認識しております。

自主基準値(0.1ng-TEQ/m³N)として採用している法基準値は、健康影響の観点から設定された数値よりも厳しい値(健康影響数値 80ng-TEQ/m³N に対して約 0.1%)として定められたものです。これは、最新の技術に照らし最大限可能な水準まで削減するという国の考えに基づくものであり、適切な自主基準値であると認識しております。

自主基準値(0.1ng-TEQ/m³N)として採用している法基準値は過去のものではなく、現在適用されている基準値です。この法基準値は、健康影響の観点から設定された数値よりも厳しい値(健康影響数値 80ng-TEQ/m³N に対して約 0.1%)として定められたものです。これは、最新の技術に照らし最大限可能な水準まで削減するという国の考えに基づくものであり、適切な自主基準値であると認識しております。なお、ダイオキシン類の毒性については、環境省では「通常の生活の中で摂取する量では急性毒性は生じない」とされています。

自主基準値(0.1ng-TEQ/m³N)として採用している法基準値は、健康影響の観点から設定された数値よりも厳しい値(健康影響数値 80ng-TEQ/m³N に対して約 0.1%)として定められたものです。これは、最新の技術に照らし最大限可能な水準まで削減するという国の考えに基づくものであり、適切な自主基準値であると認識しております。

表 16-2 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
対象事業の 目的及び概要	2-16 ～ 2-18	2. 調整池(雨水流出抑制施設)の規模と許容放流量 <ul style="list-style-type: none"> ・計画書の知事意見では、「雨水については、調整池で流量調整した後、公共用水域に排水する計画としているが、近年頻発する集中豪雨等が懸念されることから、計画地の最大降雨量や計画地周辺の水はけの状況等も考慮して、浸水対策や調整池の規模等について具体的に記載すること。」とあるが、「調整池の規模放流断面積はオリフィス経 300m (a=0.0707m²)、公共用水路(市野川)を経て荒川に放流する。」となっている。 ・05m³/s/ha を超えた豪雨や長期間の大雨だと 3640m³ を超えて氾濫する可能性は大である。その場合には、ゴミピット、プラットホームの油水分離槽、沈殿槽、洗車排水槽もあふれるので、有害物質が垂れ流しになり、1 と同様、周辺の土壌や宅地、河川を汚染させることになる。
地域特性	3-20	4. 地域特性について 知事意見があったにもかかわらず、現施設は存在の記述が一切ない。
第 5 章及び 第 6 章について の事業者の 見解	7-2 ～ 7-3	(1)2-1 で〈住民の意見〉は、「本計画が新施設のみであること自体『環境影響評価』内容の大きな不備」と指摘するが、これに対し事業者は「計画地に隣接する既存施設(埼玉中部環境センター)の状況につきましては、準備書の第 3 章地域特性において整理を行いました。」と述べているが、第 3 章地域特性の中では、既存と新設のそれぞれの基準値は規定されているが、既存の実測値が示されていない。「意見」が評価は「形式的」と指摘する理由である。 事業者は「具体的には、現地調査は既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、それを基に予測・評価を行うことにより、既存施設の影響も加えて環境影響評価を行った」としているが、そうであるならば、既存の施設の評価と新施設の評価及び実測値を併記し、両施設が同時に稼働する際の影響を明確に示すべきである。
	7-6 ～ 7-7	(2)3-6 で〈住民の意見〉は「第 3 章の地域特性に、現存する中部環境保全組合の焼却施設に関する環境負荷、状況に関する記述が全くなく、大きな欠陥である」と指摘するが、「都市計画決定権者の見解」はこの意見に答えていない。意見に従って「都市計画決定区域では、隣接地に都市計画決定されたごみ焼却施設が存在し、現在も稼働中であり、平成 35 年度まで稼働の予定となっている。」を入れるべきである。
	7-12 ～ 7-13	(3)表 7.1-6 の地域特性の項目で、〈住民の意見〉は「3-22 ページでは、硫酸化物 K 値 17.5 が適用される、とあるが、和解の公害協定では、14.5 となっており、それも記述する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじんの排出基準も 0.04/m³N を適用となっているが、和解では、0.03/m³N、窒素酸化物の排出基準が 250ppm となっているが、和解では 150ppm、塩化水素では、上乗せ基準として 200ppm だが、協定値が 200ppm である。 ・その他、全ての項目について協定値があり、これを無視した社会的状況は、技術指針に反するので、協定値は全て記述する。」と求めているが、「都市計画決定権者の見解」はこれらを「環境の保全の見地からのご意見ではないため、記載の必要はない」と述べている。和解条項(協定書)のこれらの内容が「環境の保全の見地からのご意見でない」とする理由を明記すべきである。

都市計画決定権者の見解

調整池の容量は、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」により、その算定方法が定められています。よって、本計画はそれに基づき調整池の容量を算定しているため、十分な容量を確保していると認識しております。ただし、ご懸念のとおり、予期し得ない豪雨等が発生する可能性は否定できませんので、そのような場合にも、ごみピットが浸水しないように熱回収施設プラットホームを2階へ配置する計画です。また、洗車排水につきましては、家庭・事業者ごみ由来の洗い水となりますので、ご心配されている有害物質はほぼ含まれないと考えます。

隣接する焼却施設(埼玉中部環境センター)につきましては、3.1.6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備状況の中に記載いたしました。予測・評価におきましても、埼玉中部環境センターの影響を考慮した上で行いました。

現地調査を埼玉中部環境センターが稼働している時期に合わせて実施したことにより、各調査項目の現地調査結果には、既存施設の通常稼働時における影響が含まれています。これは第9章各項目冒頭の調査内容に記載のとおりです。したがって、現地調査にて得られた既存施設の影響を含んだ結果(バックグラウンド濃度)に、新施設による予測結果(寄与濃度)が合わさって、予測結果となっております。

埼玉中部環境センターを含め現在稼働しているごみ焼却施設等は、準備書第3章の「下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備状況」に記載をいたしました。また、中部環境センターの都市計画決定の状況については、同じく第3章の「土地利用の状況」に記載をしております。中部環境センターの稼働終了年は、まだ決定されていないため記載をしておりません。よって、ご意見の内容は準備書の記載内容で網羅されておりますので、改めて記載をしておりません。

昭和61年2月25日に成立した和解の当事者は、34名の債権者と債務者である埼玉中部環境保全組合であり、埼玉中部資源循環組合とは別の団体であることから法的な効力は及ばないものと考えています。しかし、事業を進めるにあたっては、埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、埼玉中部資源循環組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてられていくものと認識しております。したがって、当該項目では県の技術指針に従い法令による指定及び規制等の状況をまとめていることから、埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項にかかる内容についての記載の必要は無いと考えます。

表 16-3 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
第 5 章及び第 6 章についての事業者の見解	7-12 ～ 7-13	<p>4-1 で〈住民の意見〉は「第 4 章・調査項目について、環境影響要因に中部環境センターを入れるべきである。現在稼働中の施設は、240t/日であり、当該事業より規模も大きく、環境負荷も大きい。これに全く触れないアセスの計画書は大きな瑕疵になる」と指摘するが、これに対し「都市計画決定権者の見解」は「県の技術指針に従い、当該項目では法令による指定及び規制等の状況をまとめているから、埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまとの間で結んだ和解条項にかかる内容についての記載はしていない」と述べている。</p> <p>しかし既存の焼却施設と新規の焼却施設は連続性があり、両者は密接不可分であり、地域にとっては重大な環境影響要因であり、二施設の同時稼働が想定されているのだから中部環境センターを環境影響要因に入れるべきである。また、和解条項は法的拘束力があり、県の技術指針とともに、当該準備書を規制するものであるから記載すべきである。</p>
	7-26 ～ 7-30	<p>(5)環境保全についての配慮事項の続きの項目で、〈住民の意見〉は「②計画標準(案)建設省昭和 35 年では、(6)ごみ焼却場として、</p> <p>ア. ごみの搬入及び焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと。 イ. 恒風の方向に対して市街地の風土をさけること。 ウ. 人の近接しない場所を選ぶこと。 エ. 主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。 オ. 市街地及び将来市街化の予想される区域から 500 メートル以上離れた場所を選ぶこと。 カ. 附近 300 メートル以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。</p> <p>とあるが、計画地南側に接続して、都市公園である東部緑地公園があり、300m どころではなく、道路幅のみの距離であり、カに反している。それにも反して計画地を決定した理由を記載する」とあるが、「都市計画決定権者の見解」はこれに答えていない。</p>
	7-32 ～ 7-33	<p>(6)環境保全についての配慮事項の続きの項目で、〈住民の意見〉は「計画地を決めるに際し裁判上の和解で新設・増設しないと約束を破り、説明会(H25.10.22)でまだ建設地は決まっていませんと説明があったが、関係市町村長連絡会議(H24.11.26)で桶川の市長の新施設の建設場所をお聞かせ願いたいとの質問に吉見町長が中部環境の付近とお考えいただきたい、と答えている。」と指摘しているが、「都市計画決定権者の見解」は「建設予定地の選定につきましては、吉見町内 8 つの建設候補地を「候補地の比較・検討のための評価基準」により相対的に評価した結果を考慮して、平成 26 年 3 月 26 日に現在の建設予定地に決定させていただいたものです」と紋切り型で答え、吉見町長の発言に言及していない。詳細な決定の経緯の報告と情報提供及び丁寧な説明をする必要がある。</p>
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(大気質)	9.1-4 ～ 9.1-5	<p>・また測定場所は、EA-1 地点のみでその他 2 から⑤の地点は、(粉じん及び降下ばいじん除く)とあり、現存施設の粉塵、ばいじん、ダイオキシンなどの項目は評価されていない。これは、知事意見「計画地に隣接する埼玉中部環境センターが周辺地域に与えている環境影響について調査し、それを踏まえたうえで予測及び評価を行うこと。」を踏まえていない。事業者の見解は詭弁となっている。北西の大串地区の住宅、西の川島町の住宅地や直近の飯島新田住宅地は 200m、江和井地区が 600m しか離れていない地域を測定場所にして調査、評価をすべきである。</p>

都市計画決定権者の見解

昭和 61 年 2 月 25 日に成立した和解の当事者は、34 名の債権者と債務者である埼玉中部環境保全組合であり、埼玉中部資源循環組合とは別の団体であることから法的な効力は及ばないものと考えています。しかし、事業を進めるにあたっては、埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、埼玉中部資源循環組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてられていくものと認識しております。なお、環境影響評価におきましては、各調査項目の現地調査結果において、計画地に隣接する埼玉中部環境センターの通常稼働時における影響が含まれています。したがって、予測結果においてもそれらの影響が加味されたものとなっています。

また、技術指針から「環境影響要因(対象事業等の実施に伴う環境に影響を及ぼす恐れがある要因)」とは「当該対象事業等に係る工事の実施、工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動」と定義されているため、この点からも中部環境センターを環境影響要因としては整理しておりません。

昭和 35 年建設省の計画標準(案)は、建設候補地評価の一つの項目として参考にしたものです。計画標準(案)を含めて、国や県の立地に関する基準と吉見町の特性を考慮して建設候補地の条件として抽出したものであり、各基準を引用したものではありません。

吉見町は、埼玉中部環境センターの老朽化に伴い、埼玉中部環境保全組合を中心として広域化の検討を進めてきましたが、鴻巣市と北本市は、その枠組みから抜けることとなりました。しかし、新しい施設を広域化により建設する必要性から様々な検討を重ねた結果、新しいごみ処理施設と周辺整備は地域おこしや町づくりにつながると判断し、建設候補地は吉見町の中から抽出することとなりました。

現地調査結果においては、計画地に隣接する埼玉中部環境センターの通常稼働時における煙突排ガスの影響が含まれています。したがって、予測結果においてもそれらの影響が加味されたものとなっています。なお、粉じん及び降下ばいじんは、比較的粒径が大きく重いため大気中に浮遊しにくいという特性があります。そのため、一般環境大気質における粉じん及び降下ばいじんの調査は、物質の特性から遠方には飛散しないと整理され、計画地(EA-1)のみの調査としています。

表 16-4 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(大気質)	9.1-4 ～ 9.1-5	②大気調査と評価について ・計画書の意見でも述べたが、調査地点が少なすぎる。現在の中部環境センターが存在し、稼働していることを想定したアセスとなっていない。
	9.1-9 ～ 9.1-13	計画地周辺におけるダイオキシン類の期間平均値についてですが、中部環境保全組合でも大気中ダイオキシン類の濃度調査を年 2 回 4 か所で実施しております。又吉見町役場庁舎敷地内でも年 2 回実施しております。中部環境と計画地周辺の測定場所は同じではありませんが、中部環境の平成 29 年度の平均 0.088 を上回ったのは、敷地内の冬季のみ、また、28 年度中部環境の平均一番低い値、0.065 を上回っているのも各測定場所冬季のみで年度や測定場所の違いはありますが、平均すると 0.038 0.039 0.032 0.025 0.030 です。あまりにも差があります。
	9.1-112 ～ 9.1-113	・効果ばいじんについては、東松山樋川線沿線しか評価していない。工事の建設機械も含めて、住民の不安がある現施設周辺の住宅地を調査・評価していないのは、知事意見をないがしろにしている。
	9.1-120	1. ダイオキシンの平均値が環境保全目標を下回った、ということだが、環境保全組合(現)と共に焼却が発生することになるのではないか。その数値が下回ったということか。
	9.1-120	2. 平均も大事だが、最大値はいくつか。
	9.1-145 ～ 9.1-146	・供用後のダイオキシン濃度について、現在の測定値表 3.1-18 一般環境大気質調査結果(EA-2:ダイオキシン類)0.0092pg-TEQ/m ³ となっているものだが、ダイオキシン類の年平均値は 0.038200pg-TEQ/m ³ の結果が不明である。ごみ焼却処理施設の稼働に伴う大気質の評価は、「最大着地濃度出現地点における 1 時間値の最大値がダイオキシン類は 0.14409pg-TEQ/m ³ となり、全ての項目において環境保全目標を下回った。」とあるが、となり合わせになった現施設と新施設の両施設が稼働した場合には環境保全目標を確実に上回る。
	9.1-146	吉見町大串地区は、荒川河川敷周辺にあり、下降気流が発生しやすく特異な気象が起きる地域であり、ごみ処理場の煙突から排出される有害物質は遠隔地に拡散希釈されず、近辺に落下する可能性が強く、環境汚染を引き起こすことが予想される。

都市計画決定権者の見解

大気質の調査地点につきましては、県の技術指針に従い、それぞれの調査項目ごとに、地域を代表する点等を考慮して設定しました。その際に卓越風向と周辺住宅の状況を考慮した結果、4 地点としたものです。なお、粉じん及び降下ばいじんについては、その性質を考慮し、計画地内の 1 点としております。また、現在の施設(埼玉中部環境センター)による影響についても考慮いたしました。具体的には、現地調査は既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、それを基に予測・評価を行いました。

一般的に冬季は大気が安定しているため、上空で大気拡散され難く、大気汚染物質の濃度が高くなる傾向があるとされています。そのため、ダイオキシン類の現地調査結果あるいはご紹介の中部環境センターの調査結果においても、季節別の変化が見られていると認識しております。

降下ばいじんは、比較的粒径が大きく重いため大気中に浮遊せずに落下(降下)するという特性があります。準備書における降下ばいじんの予測評価は、ご指摘の東松山桶川線沿線(RA-1、RA-2)のほか、計画地敷地境界にて行っております。これは、それぞれ資材運搬等の車両の走行に伴う影響と工事中の建設機械の稼働による影響に係る予測・評価に対応しています。このうち建設機械の稼働に伴う影響について、計画地の敷地境界上で環境保全目標を下回っていることから、より計画地から離れる計画地の周辺においては同等またはそれ以下の結果が得られるものと考えております。なお、現地調査結果は、計画地に隣接する埼玉中部環境センターの通常稼働時における影響が含まれていますので、予測結果においてもその影響が加味されたものとなっております。

供用後のダイオキシン類の予測結果については、拡散計算により求めた排出ガス寄与濃度に、計画地に隣接する埼玉中部環境センターの通常稼働時の現地測定結果(バックグラウンド濃度)を加えたものを将来予測濃度としています。したがって、現施設と新施設の両施設が稼働した場合の予測結果となっております。

ダイオキシン類の短期高濃度予測(1 時間値)のうち、最も将来予測濃度が高くなる条件は接地逆転層崩壊時であり、それらの条件下におけるダイオキシン類濃度は $0.14409\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ との予測結果でした。この条件でも環境保全目標を下回っていると評価しました。

供用後のダイオキシン類の予測結果については、拡散計算により求めた排出ガス寄与濃度に、計画地に隣接する埼玉中部環境センターの通常稼働時の現地測定結果(バックグラウンド濃度)を加えたものを将来予測濃度としています。したがって、現施設と新施設の両施設が稼働した場合の予測結果となり、環境保全目標は下回っていると評価しました。

大気質の予測評価におきましては、通常時の気象条件下だけではなく、悪条件下でも行っております。その一つにダウンドラフト発生時があり、これは煙突から出た煙が地表面に引き込まれることにより地表付近に高濃度が生じる条件です。そういった悪条件下においても、環境保全目標を下回ることを準備書において確認しております。

表 16-5 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(騒音)	9.2-9	5. 騒音基準は規制基準にすら達していない。
	9.2-65	・工事中の影響について、現環境センターの騒音が加味されていない。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(騒音、振動)	9.3-12	④低周波音・騒音・振動について ・計画地域は軟弱地盤で、低周波振動は地質調査に対しての評価が必要である。とりわけ、工事中や資材搬入の振動は、盛土や柱の工事については、深刻である。その評価をていねいにされて無い。
	9.3-23	・また、5.2ha に 1メートルの盛土をした場合、相当数のダンプが搬入することになる。これについてもきちんと予測すべきである。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(大気質、騒音、振動)	9.3-29等	③供用後の自動車等の走行に伴う大気質・騒音の、悪臭の影響 通勤車を除いて、587 台が 7 時間の間に走行すると、1.4 分に 1 台の車が通る。周辺の住宅には、大変なストレスがある。9 市町村のゴミを搬入すること自体、乱暴な計画であり、単なる騒音の測定だけでは評価できない。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(悪臭)	9.4-16	悪臭について、現施設の周辺の住宅は、非常にづらい思いをしている。施設よりも、パッカー車からの悪臭がひどい。夏は吐き気がするほどに迫ってくるという。現施設の悪臭をきちんと調査し、加えた新施設について評価をしたならば、環境目標は大きく上回るはずである。このことについて、正確な現状調査をしていない。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(土壌)	9.7-2 ～	⑤土壌及び水路について 大気と同じように現施設の 30 年以上の稼働から、浮遊したばいじん、ダイオキシン類が土壌や水路に堆積していることが予測できる。その意味では、測定地点が少ないので、環境保全目標が達成できるのかは不明である。水路光の当たらない水路には沈殿しているのが四十作されているのも関わらず、一切調査が無い。2 つの施設による悪影響がアセスメントされていない。
	9.7-3	
	9.7-5 ～ 9.7-6	3. 土壌汚染結果がすべて基準値以下ということだが、基準値をクリアしていれば良いというものではない。中部環境センターから 5 キロ、10 キロと離れた土壌の比較がほしい。もし高い値であれば、焼却場の稼働が値を上げたということになり、周辺住民は悪環境に中になることになる。

都市計画決定権者の見解

計画地北側を東西に通っている主要地方道東松山桶川線の道路交通騒音の影響により、現況において、既に規制基準を上回ってしまっていると考えております。予測は、この現況結果に施設稼働時の予測騒音を上乗せしていることから、結果として規制基準を上回る結果となっています。しかしながら、準備書P9.2-63にお示したような騒音対策を実施することにより、騒音への影響は低減出来ると考えられます。なお、予測結果は、そのような騒音対策を実施していない場合の値ですので、実際には予測値よりも低くなると考えられます。

現地調査結果においては、計画地に隣接する埼玉中部環境センターの通常稼働時における騒音の影響が含まれています。したがって、予測結果においてもそれらの影響が加味されたものとなっています。

振動は伝播する地盤により影響を受けるので、地盤の状況を表す「地盤減衰定数」を安全側の見地より設定して予測しています。その結果、敷地境界での予測結果は、環境保全目標を下回っていると評価しました。今後、施設建設にあたっては、詳細なボーリング調査が行われその調査結果を踏まえながら慎重に工事作業が実施されるものと考えております。

工事中における影響については、現時点で想定している工事内容をもとに予測を行っており、ご指摘のような造成工事に係る内容も含まれています。

ごみ関連車両の通行は前面の県道を主とすること、及び県道に右折レーン設置し渋滞を防止すること等により、周辺住民の方のご迷惑とならないよういたします。なお、現地調査時に行った交通量調査によりますと、7時～19時に約1万台の通過車両が確認されており、これは1.4分あたり約19台の交通量が現状あることとなります。

また、ごみ処理の広域化は、一般廃棄物を広域的に処理することにより再生利用が容易になること、焼却施設の集約化に伴う全連続炉化によりダイオキシン類を始めとした環境負荷の低減化や効率的な熱回収が可能となること、施設整備費や維持管理経費を抑えることができることなどの点を踏まえて、事業を進めております。

現地調査結果においては、計画地に隣接する埼玉中部環境センターの通常稼働時における悪臭の影響が含まれており、気温が高く悪臭の影響が最も出やすい夏季についても調査を行っています。また、供用後の自動車等に伴う悪臭の影響においては、環境の保全に関する配慮方針に示したとおり、ごみ収集車両で収集した廃棄物が走行中に道路上に飛散しないよう確実な収集作業を行うことやごみ収集車両等を洗車設備により洗浄を行うなどの悪臭対策を実施いたします。

現地調査結果においては、計画地に隣接する埼玉中部環境センターの通常稼働時における影響が含まれています。したがって、予測結果においてもそれらの影響が加味されたものとなっています。また、調査地点の数量や位置は、各項目において影響が及ぶ範囲を考慮しながら、周辺環境への影響を可能な限り把握できるように選定しています。

計画施設(煙突高さ59m)における煙突排ガス予測において、長期平均濃度の最大着地濃度出現距離は計画地から約550mと予測されています。煙突排ガスによる影響を踏まえた土壌の調査地点においては、これらの最大着地濃度出現距離を考慮し設定していますので、煙突排ガスの影響が最も大きくなる地域での調査結果になるものと考えます。なお、埼玉中部環境センターにおいても、焼却設備内容及び計画地に隣接することを踏まえると、煙突排ガスによる最大着地濃度出現距離はおおむね同様になると考えられます。このように、土壌調査地点は施設稼働により最も大きな影響の出る距離を想定して選定しております。

表 16-6 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(動物)	9.9-15 ～ 9.9-16	4. 本年、八丁湖に白鳥が飛来したという。川島町や鴻巣市には飛来しているので、今後が楽しみだ。しかし白鳥が調査対象にない。調査をすべきでないか。
	9.9-80 他	1. 生物多様性基本法は、事業の前後において生物の多様性を失われないようにすること、つまり重要種だけではなく普通種も保全する必要があります。重要種だけを取り上げて影響の予測や対策を考えるのではなく、生息が認められたすべての種への影響を検討してください。
	9.9-80 他	3. 哺乳類には重要種がいなかったため、影響評価がなされていませんが、1項目で述べたとおり、影響評価をしてください。
	9.9-80 ～ 9.9-112	9-9 動物について ほとんどの生物は影響は極めて小さい(C)に予測されているが 30 年後の 대기、水質、土壌の蓄積した変化まで、又交通量の増大による変化の予測はされていない。 生息環境は、本施設により他の地域環境の変化も予測する相対的なものであり、何をもって生息環境への影響が少ないと予測できるのか不明である。
	9.9-82 ～ 9.9-112	予測結果において「生息環境の一部が消失するものの、同様の環境は計画地周辺に十分に広がっており、生息地の縮小は限定的と考えられる。」また、周辺には同様の生息環境が十分に広がっていることから、生息環境は確保され、移動経路の分断も生じないと考えられる。との記述が繰り返されますが、その科学的根拠が示されていないため、修正を望みます。種の保存には個体の保護では効果が低く、個体群の保全が必要です。少なくとも、上記の予測に説得性を持たせるためには、「同様の環境」を定義したうえで、対象とする生物種の地域個体群の存続に必要とする最小存続可能個体数(Minimum Viable Population=MVP)を明らかにしたうえで、それが維持可能な生息面積の記述があってはじめて「生息地の縮小は限定的」と言うことができると考えられるが、当該の予測結果には、そうした科学的検証と論拠に基づいた記述が見られない。そもそも、現地調査範囲が周辺 200m に限定されているにもかかわらず、「同様の環境は計画地周辺に十分に広がって」いるとなぜ記述できるのか根拠が不明です。少なくとも「同様」と称する環境がどこに、どの程度の面積で存在するのかを明記すべきです。
	9.9-93	予測結果のオオヨシキリにおいて「主な繁殖環境として利用しているのは市野川周辺と考えられる」と記されているが、根拠が示されていない。現地調査結果等に基づいた科学的根拠を明記すべきです。
	9.9-113 ～ 9.9-116	2. 工事中及びごみ焼却施設稼働後は、周辺を走行する車両が大幅に増えます。哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類のロードキル対策が必要になるとともにその影響を評価するために事業前、中、後の記録をとる必要があります。ロードキル個体の種類、発見日時等の記録、保管することを事業者にも義務付けてください。現在でも周辺道路では、タヌキやアライグマ等のロードキルが度々起きています。

都市計画決定権者の見解

ハクチョウは八丁湖を越冬地、当該地を採餌環境として利用する可能性があります。現地調査の鳥類調査の中では、調査範囲にハクチョウは確認されませんでした。よって、当該地を局所的に利用している種ではないと考えられます。また、ハクチョウを含む水辺の鳥類が採餌環境として利用できるような、開放水面を有する湿地環境を計画地内に創出しますので、これにより採餌環境として機能していくことが期待されます。

動物への総合的な影響予測をもとに、施設の存在により失われる環境の代替措置として、計画地内に緑地および開放水面を有する湿地環境を創出します。これにより重要種以外の種の生息基盤として機能していくことが期待されます。また、重要種以外の種に関しては、統括して生態系の影響予測で当該地の典型種や上位種に影響評価し、環境保全措置を実施します。

重要な種が確認されなかった哺乳類も含めた動物全体への総合的な影響予測をもとに、施設の存在により失われる環境の代替措置として、計画地内に緑地および開放水面を有する湿地環境を創出します。これにより重要種以外の種の生息基盤として機能していくことが期待されます。

保全すべき動植物種の予測方法のフローを修正します。改変範囲及びその周辺で確認されている種は、全て生息環境に影響があるとして予測評価し、環境保全措置により低減あるいは代償を図ります。30年後の変化に対する影響予測は、気候の変化や周辺の環境の変化も含めて予測する必要があり、影響要因が膨大で極めて困難な予測ですが、緑地の整備、開放水面を有する湿地環境の創出など可能な限り影響の低減対策が実施されることと考えております。

保全すべき動植物種の予測方法のフローを修正いたします。改変範囲及びその周辺で確認されている種は、全て生息環境に影響があると再整理して予測評価し、環境保全措置により低減あるいは代償を図ります。

一般的な生態と現地の確認状況、植生の状況から、オオヨシキリの主な繁殖地は市野川として記述しました。なお、改変範囲及びその周辺で確認されている種は、全て生息環境に影響があるとして再整理し、予測評価いたします。

ロードキル対策として、誘導植生の設置や進入防止柵の設置により移動経路を誘導します。また、運行車両の管理や、運転者への教育を徹底することで、ロードキルによる影響を極力低減します。

表 16-7 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(植物)	9.10-27	植物の重要種の保全措置として「影響範囲外の生育適地が移植可能な場所に存在しない場合は、学識経験者等専門家の助言を得ながら、ピオトープ等を新たに整備後、移植を行う」としているが、保全計画の検討段階において事業計画地に予定されている調整池における湿地環境等の自然再生を計画し、予防的保全措置を講じるべきであると考えます。調整池での湿地の再生は、湿性の重要植物の他にカエル類や魚類、湿地性鳥類などの保全にも貢献することとなり、より積極的な影響防止対策として社会的評価の高まりも期待できます。同様に、事業地に予定されている緑地についても、遺伝子レベルでも地域的来系統の野草による自然草地の再生を提案します。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(生態系)	9.11-10	生態系の構造および機能における上位性の注目種にチョウゲンボウとコサギが選定されているが、事業地周辺を採食場に利用していると記述しているオオタカを追加選定すべきであると考えます。選定から除く場合は、その科学的根拠を明記してください。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(景観)	9.12-34 ～ 9.12-35	⑥景観 里山の自然は景観の一つである。新井橋から見た景色は富士山が見える良好な景観であるが、新施設は目前にドーンと建物や施設が存在する。イチゴ街道の面前にごみ焼却施設が建設されることは、吉見町や周辺にとって、景観が著しく悪化する。形式的視点は不要である。
その他	—	意見は別紙に記載するが、吉見町のホームページでは、お知らせ欄でしか、探すことが出来ない。8月21日付のお知らせだけでは、市町村民に不親切である。サイトの中からアクセスする方法を行政として確立していただきたい。
	—	ごみ焼却施設の敷地内の緑化、再自然化の工事に関しては、設計段階から地元住民や自然環境保護団体を交えた協議会を設けて議論する場を作ってください。
	—	全体として 本環境影響評価書準備書は吉見町大串の事業地よりその周囲3kmの範囲のものであるため9市町村のごみの焼却施設としての位置として考えると運行ルートの影響などは考慮の対象外になる。循環型社会のあり方を考えるには課題は大きい。
	—	裁判上の和解で大串の地にはごみ処理場は新設又は増設しない。となっている場所に約束を破りごみ処理場を建設してしまうのか。また、「計画標準(案)建設省 昭和35年」の附近300メートル以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。とありきちんと守れば、ごみ処理場は造れない場所です。国のきまりも守らないで良いはずはありません。

都市計画決定権者の見解

計画地内に水湿地環境を創出します。創出箇所は調整池を含めて、水環境・湿性環境に適した箇所といたします。調整池を含む水環境・湿地環境が動植物の生息、生育環境として機能することが期待されます。計画地内の緑地については、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」等関係法令に基づき、緑地および緩衝緑地を整備します。

計画地周辺を主に利用している上位種を選定する必要があることから、計画地周辺で通年確認されており、繁殖地として利用している可能性があり、且つ計画地周辺の農耕地を主な生息環境とするチョウゲンボウを計画地周辺の上位種の代表的な種としています。生態系の上位種は、チョウゲンボウやオオタカの他にもノスリやホンドイタチなども確認されており、計画地周辺を採食場として利用している種も確認されています。ここでは、採餌環境として利用しているオオタカよりも、繁殖及び採餌環境として利用していると考えられるチョウゲンボウを注目種としました。チョウゲンボウはオオタカ同様に鳥類も捕食する為、チョウゲンボウを上位種の代表的な種として選定することで、オオタカの採餌環境も含めて影響評価できると考えております。

荒井橋付近から望む計画施設の予測結果(フォトモンタージュ)は、準備書に記載したとおり、既存施設より右側に計画施設の煙突及び工場棟が視認できるようになりますが、眺望の変化は小さいものと評価しました。また、周辺環境への影響をより小さくするため、圧迫感を低減するように、できる限り建物を小さくするように努めたり、外観・色彩・形状等の詳細な施設計画を検討し周辺環境との調和を図ります。周縁部にはできる限り高木による植栽を行います。また、色彩制限基準内の色彩調整を行うなど、埼玉県景観計画の景観形成基準に基づき建築物に配慮します。

吉見町 HP の「トップページ > 各課の主な業務内容 > 農政環境課でも掲載いたします。

現在、付帯施設内容の検討を進めるため、地元住民の方を含めた地元地域事業推進連絡会議の設置に向けて準備を進めているところです。そのような地元組織を活用して、事業内容については事前にご説明し、ご意見等を承りたいと考えております。

本事業に係る環境影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3km 以内の地域」を基準として設定いたしました。なお、準備書等につきましては、広報やホームページでできるだけ多くの住民の方に周知させていただきました。

昭和 61 年 2 月 25 日に成立した和解の当事者は、34 名の債権者と債務者である埼玉中部環境保全組合であり、埼玉中部資源循環組合とは別の団体であることから法的な効力は及ばないものと考えています。しかし、事業を進めるにあたっては、埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、埼玉中部資源循環組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてられていくものと認識しております。なお、昭和 35 年建設省の計画標準(案)は、建設候補地評価の一つの項目として参考にしたものです。

表 16-8 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
その他	ー	<p>平成 25 年 4 月に埼玉中部広域清掃協議会ができ、翌月の 5 月 9 日に吉見町役場内に広域清掃推進会議を設置し、建設候補地の検討を進める。以後、検討を重ね、吉見町内に建設候補地を 8 か所選定し、評価書(案)の取りまとめ作業を進めた。又平成 25 年 12 月の定例会でも新井保美前吉見町長が、この広域清掃推進会議では、熱を活用した施設計画の作成のための調整あるいは関係機関との協議調整等にとりくんでいるところでございます。また、建設地につきましては、決定されておりませんが、ご要望いただいた地域におきまして、建設に反対されている方への対応につきましては、引き続き協議会と一体になって、丁寧な説明と適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。と一般質問に答えています。が新井保美前吉見町長からは一切丁寧な説明は聞いておりません。また、適切な情報提供とありますが、この会議録は非公開であり、なぜ上記のような会議内容なのに非公開なのか理解できません。8 か所の中に和解で新設、増設しない場所である大串がどのような理由で入っているのかも知りたいです。又 8 か所どこでも建設出来るとの説明があったが、これも説明とは違い 1 か所建設できない場所が含まれています。平成 24 年 11 月 26 日の関係市町村長連絡会議で、桶川市長の、新施設の建設場所をお聞かせ願いたい。との質問に対して、中部環境保全組合管理者で和解の債務者でもあった新井保美前吉見町長が、現在の中部環境の付近とお考えいただきたいと思えます。と答えています。このように 8 か所の候補地がきまる前にすでに関係市町村長には新施設の建設場所が伝えられていたのです。大串ありきで始めて、全てが後づけの事業であり、環境アセスを実施する前に住民に、うそ、偽りのない正確な情報をもとに説明をすべき義務があったのではなかったか。</p>
	ー	<p>また、法規制等についても、和解による公害協定が存在するにも関わらず、一切記述が無い。偏向的アセスメントとなっている。</p>
	ー	<p>資源循環組合に対して、本当に全てが偽りなく正確かつ公平なやり方だったと正々堂々と住民に対して言えるのか聞きたい。</p>
	ー	<p>それから、現在進められているゴミ焼却場建設について、大串地区には、以前「焼却場は建設しない」との和解が裁判所で成立しています。この和解はしっかりと守り、他の場所に建設すべきだと思います。</p>

都市計画決定権者の見解

広域清掃推進会議は、町の機関と外部組織である埼玉中部広域清掃協議会で構成されており、その審議・検討内容を公開すれば、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずると認められるため、非公開といたしました。

候補地は、「昭和 35 年建設省の計画標準(案)」などを参考に、国や県の立地に関する基準と吉見町の特性を考慮して選定いたしました。

昭和 61 年 2 月 25 日に成立した和解の当事者は、34 名の債権者と債務者である埼玉中部環境保全組合であり、埼玉中部資源循環組合とは別の団体であることから法的な効力は及ばないものと考えています。しかし、事業を進めるにあたっては、埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、埼玉中部資源循環組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてられていくものと認識しております。したがって、当該項目では県の技術指針に従い法令による指定及び規制等の状況をまとめているため、埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項にかかる内容についての記載の必要は無いと考えます。

建設予定地は、平成 26 年 3 月 26 日に開催された埼玉中部広域清掃協議会で決定されました。その決定にあたりましては、Ⅰ建設候補地の基本的な視点と条件の整理、Ⅱ候補地の抽出、Ⅲ候補地の比較・検討・評価、Ⅳ建設予定地の選定、Ⅴ建設予定地の決定という手順を経て決定されたものです。さらに、候補地の選定から予定地の決定までの間、建設検討委員会にあわせて 3 回の地元説明会が開催され、その手順、経過及び結果が説明されております。

建設予定地の選定につきましては、吉見町内 8 つの建設候補地を「候補地の比較・検討のための評価基準」により相対的に評価した結果を考慮して、平成 26 年 3 月 26 日に現在の建設予定地に決定をさせていただいたものです。

昭和 61 年 2 月 25 日に成立した和解の当事者は、34 名の債権者と債務者である埼玉中部環境保全組合であり、埼玉中部資源循環組合とは別の団体であることから法的な効力は及ばないものと考えています。しかし、事業を進めるにあたっては、埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、埼玉中部資源循環組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてられていくものと認識しております。

表 16-9 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
その他	一	<p>1 当該「整備事業環境影響評価準備書」に対する基本的な考え方</p> <p>(1)生活環境の保全に係る和解条項の評価について</p> <p>当該「環境影響評価準備書」の概要によれば、準備書は、「埼玉県環境影響評価条例」に基づき、平成 28 年 12 月 2 日付けで知事に提出した「(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価調査計画書」の記載事項について、住民等の意見及び知事意見書の内容を踏まえて検討を行いとりまとめたとされる。</p> <p>また、準備書の作成過程で、「調査計画書に対する住民等の意見及び知事意見を準備書に反映させるために、調査計画書の内容を再検討し、環境影響評価に係る調査、予測及び評価を行った」とされる。</p> <p>準備書第 5 章にまとめられた住民等の意見に対し、どのような判断が下され、それらが準備書にどのように反映されたかについては「第 7 章 環境の保全の見地からの意見に対する都市計画決定権者の見解」にまとめられているが、結論的に言えば、住民の意見を理解し汲みつくしているとは言えない見解も多くみられる。</p> <p>とりわけ、準備書は「環境の保全」について極めて狭義に解釈し、「埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、当組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてまいります」と述べながら、住民との和解条項についての意見は「環境の保全の見地からのご意見ではないため、記載の必要はないと考えます」と述べ、和解条項の内容を無視する態度をとっている。</p> <p>和解条項は「清掃工場の操業にあたり、別表の各協定値を遵守し、塩化水素の排出濃度については上限値 100ppm となるよう努力する」と定め、汚染物質の測定方法や協定値を超えた場合のごみの投入量の削減、稼働の停止などを含む改善措置などを詳細に規定したものである。環境の保全を求める和解条項を無視する態度は、準備書が言う「できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進める」ということと矛盾すると言わざるを得ない。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類」、あるいは「その旨を当該一般廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない」と規定し、「環境の保全」一般ではなく「周辺地域の生活環境の保全」を目的とした調査結果を報告することを義務付けている。</p> <p>準備書の「都市計画決定権者の見解」は和解条項についての意見を「環境の保全の見地からのご意見ではない」と決めつける。しかし「和解条項」は、そもそも、債権者が「生活環境の保全」を求めて埼玉中部環境保全組合を裁判に訴え、両者が合意したものである。</p> <p>問題は「生活環境の保全」であり、言い換えれば、生活にかかわる社会的環境と自然的環境の不可分の総体なのである。ところが「都市計画決定権者の見解」は、「生活環境の保全」を相互に確認した和解条項を「環境の保全」に含まれないものとみなし、和解条項を切り捨て、「記載の必要がない」と述べている。このような対応が「(和解条項を)真摯に受け止め、丁寧な話し合いを進める」という対応であろうか。</p>

都市計画決定権者の見解

昭和 61 年 2 月 25 日に成立した和解の当事者は、34 名の債権者と債務者である埼玉中部環境保全組合であり、埼玉中部資源循環組合とは別の団体であることから法的な効力は及ばないものと考えています。しかし、事業を進めるにあたっては、埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、埼玉中部資源循環組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてられていくものと認識しております。したがって、当該項目では県の技術指針に従い法令による指定及び規制等の状況をまとめていることから、埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項にかかる内容についての記載の必要は無いと考えます。

表 16-10 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
その他	一	<p>(続き)</p> <p>環境基本法は第 1 条(目的)で「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする」と述べている。また、同法は、生活環境を「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む」と規定している。したがって「環境の保全」を単に自然的環境だけに狭く解釈すべきではない。「人の生活に密接に関係のある財産」すなわち社会的環境を含んでいることは明らかである。</p> <p>また、同法第 3 条(環境の恵沢の享受と継承等)では「環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない」と規定している。広域ごみ焼却場周辺の住民が自分たちの将来の世代が豊かな環境の恵沢を享受できるようにと願い、広域ごみ焼却場の建設に強く反対している。これを「真摯に受け止める」というならば、同計画を白紙に戻し、建設計画を撤回するほかはない。</p> <p>以上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境基本法は、「環境の保全」が「人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないもの」であり、「現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する」ことを目的として行われるべきものであると規定しているのであるから、地域特性の中に生活環境の保全と自然環境の保全・回復を求める和解条項の内容を盛り込むのは当然ではないか。</p>
	一	<p>・裁判の和解所の中には公害協定項目があり、原告たちには、大気の測定結果が定期的に報告されている。少なくとも測定場所はそのエリア内を細かく調査・評価をすべきである。また、測定値が近接した場所で中部環境の測定値とかなり乖離していると聞いている。準備書にはそのことが言及されていないのは、アフアメントにするためではないか。</p>
	一	<p>36 年前の裁判で当該地区は下降気流が発生しやすく 60m の高煙突であっても遠隔地に拡散希釈されず近辺に落下する可能性、環境汚染を引きおこす可能性が高いことが立証されている</p>
	一	<p>大型焼却炉ではなく住民の考え方や生活の見直しで各団体・行政の責任において新しいごみ処理形態を作っていきます。</p>
	一	<p>災害ごみを運搬する道路も、同じ地形・地質のもとに現状があるため、(仮称)埼玉中部資源循環センターのみを浸水対策を行ったとしても災害ごみを各市町村から運ぶことは出来ず、災害対策の拠点とはなりえない。</p>

都市計画決定権者の見解

(同上)

調査地点につきましては、県の技術指針に従い、それぞれの項目ごとに、地域を代表する点等を考慮して設定しました。その際に卓越風向と周辺住宅の状況を考慮した結果、4地点としたものです。なお、昭和61年2月25日に成立した和解の当事者は、34名の債権者と債務者である埼玉中部環境保全組合であり、埼玉中部資源循環組合とは別の団体であることから法的な効力は及ばないものと考えています。

大気質の予測評価におきましては、通常時の気象条件下だけではなく、悪条件下でも行っております。その一つにダウンドラフト発生時があり、これは煙突から出た煙が地表面に引き込まれることにより地表付近に高濃度が生じる条件です。そういった悪条件下においても、環境保全目標を下回ることを準備書において確認しております。

ごみ処理の広域化は、一般廃棄物を広域的に処理することにより再生利用が容易になること、焼却施設の集約化に伴う全連続炉化によりダイオキシン類を始めとした環境負荷の低減化や効率的な熱回収が可能となること、施設整備費や維持管理経費を抑えることができることなどの点を踏まえて、事業を進めております。なお、ご指摘のとおり、ごみ処理は住民の方それぞれに身近な問題ですので、特にごみの減量・リサイクル化については、引き続き、構成市町村において取り組んでいくことと認識しております。

災害時等の危機管理体制につきましては、埼玉県、市町村及び一部事務組合は、埼玉県清掃行政研究協議会において、災害廃棄物等の処理に関する相互協定や埼玉県一般廃棄物連合会と災害廃棄物等の処理の協力に関する協定を締結しております。

表 16-11 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
その他	—	<p>(2)対象事業の目的及び概要について</p> <p>②準備書は対象事業の目的について「(構成自治体の)各施設は老朽化が進行し、施設を建替える時期に来ている。一方、埼玉県ごみ処理広域化計画において、ごみ処理の効率化・コスト縮減等の観点から、ごみ処理の広域処理が求められている。(中略)。本組合では、構成する市町村の循環型社会形成の拠点として、(仮称)埼玉中部資源循環センター(以下、「新施設」という。)の整備を実施する。これにより、積極的なサーマルリサイクル及びマテリアルリサイクルを実現し、循環型社会の形成に資するものとする。」と述べている。</p> <p>政府は、本年(2018年)6月19日に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定した。この新たな計画は、①地域循環共生圏形成による地域活性化 ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ③適正処理の更なる推進と環境再生、を掲げ2025年までに国が目指す将来像と講ずべき施策を示している。また、これに先立つ2016年には、総務省からごみの広域化は時代にそぐわないという勧告も出されている。</p> <p>国が定めたこうした将来の循環型社会形成推進の方向性から見れば、準備書の「埼玉県ごみ処理広域化計画において、ごみ処理の効率化・コスト縮減等の観点から、ごみ処理の広域処理が求められている」というごみ焼却施設建設の前提こそ見直さなければならないものとする。</p> <p>大型焼却施設の建設によって却ってごみの減量化が進まず、リサイクル率が低下する傾向が専門家らによって指摘されている。また、余熱利用の周辺施設の運用のために却って焼却ごみの量を増やさなければならないなどの事実も報告されている。人口減少とごみの減量化が予測される中で、当該組合が建設を進めている新たな広域巨大ゴミ焼却施設は、準備書が「積極的なサーマルリサイクル及びマテリアルリサイクルを実現し、循環型社会の形成に資するものとする」ということとは正反対に、構成自治体のごみの減量への取り組みを鈍化させ、循環型社会の形成に反する結果を招くことは明らかではないか。</p> <p>さらに日本は焼却可能な廃棄物の75%を燃やしていると言われていたが、これは二酸化炭素の削減に取り組む世界の流れに反している。近い将来、ごみを焼却炉で燃やせない時代もやってくると予測される中で、巨大焼却炉建設は無駄な投資となり、負の財産となりかねない。</p> <p>以上の理由から、国の方針である上記①②③及びごみ処理の広域化はそぐわないとする総務省の見解と相いれない「(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業」は見直し、当該組合による広域ごみ処理施設建設計画を白紙撤回し、各自治体が責任をもってごみの減量、リサイクルをすすめ、住民と話し合いながら地域に適合した小規模な施設の建設を進めるべきではないか。</p>
	—	<p>地震の際に、この大串地区を含めた一帯は液状化の発生が起きやすい地域である。地震のハザードマップでも液状化の可能性が高い場所でもあり、揺れやすさマップでも非常に高い揺れやすい場所でもある。いつどんな地震が発生するかわからない状況の中で危険度の一番高い(液状化、揺れやすさ)場所でのごみ処理場建設は避けるのが常識です。</p>
	—	<p>3.ハザードマップに示された浸水地域であることが全く無視されている。</p>

都市計画決定権者の見解

政府の環境分野での総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める環境基本計画は、平成 30 年 4 月 17 日に第五次環境基本計画として閣議決定されています。その「廃棄物の適正処理の推進」の中で、「廃棄物処理施設の高度化、広域化・集約化、長寿命化」と明確に定められています。その方針は、平成 30 年 6 月 19 日閣議決定の廃棄物処理施設整備計画で具体化されており、そこでは「廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。」とされています。なお、ご指摘の第四次循環型社会形成推進基本計画の③「適正処理の更なる推進と環境再生」においても、「高度化、広域化・集約化、長寿命化等のストックマネジメントを行い、効率的に廃棄物処理を行う」と記載されています。当事業においても、こうした国の方針を踏まえて、事業を進めてまいります。

なお、ごみの減量・リサイクル化については、引き続き、構成市町村において取り組んでいくことと認識しております。

地震による液状化リスクは、平成 28 年に組合が実施した計画地内の地質調査（ボーリング調査）において、「地盤としての液状化に対する危険性も低い」との結果が出ております。なお、ご指摘のとおり、ハザードマップ等によると計画地を含む地域としては液状化の可能性も指摘されていることから、今後工事に入る際には詳細なボーリング調査を行い、計画地における液状化リスクを個別に判断していくものと考えております。

本手続きは埼玉県環境影響評価条例に従って行っておりますが、その中に災害時を想定した環境影響評価を行う規定を定めていないため、準備書においても災害時を予測評価した内容はございません。なお、災害時において、ごみ処理施設にとって重要なことは、安定的に操業を続けることです。そのため、浸水対策として、熱回収施設プラントホームの 2 階への配置によりごみピットへの浸水防止を図り、工場棟の主要設備を上階へ設置することにより浸水の影響を回避するなどの計画としております。

表 16-12 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
その他	－	<p>3. 調査項目の設定について</p> <p>①1, 2 で述べたように災害時のアセスメントが無い。近年の多発する集中豪雨や地震による液状化など、想定した施設とするには、お粗末である。</p>
	－	<p>5. 洪水時は最高 5 メートルにもなる地域だ。洪水時にどんな影響をもたらすのか調査がない。</p>
	－	<p>更にハザードマップを確認すると、荒川水系の浸水区域である。</p>
	－	<p>また、周辺の道路は浸水時交通が遮断されごみの搬送ができなくなります。搬送できないごみはどうするのか記載がない。</p>
	－	<p>先ず、今回の調査項目や方法については規定通りのことと思いますが、その分析方法や検査機関、分析機器などについての記述が見つけられませんでした。記載済みならば分かりやすい索引をお願いします。</p>
	－	<p>さて、大気汚染のダイオキシン類はこの 20 年で劇的に改善されてきました。つまり、過去の基準値など意味を持たないことは明白です。それを盾に基準値以下だからという説明は納得するのは難しいことです。周知のとおりダイオキシン類は強毒性の物質で、わずかな量でも体内に堆積し重篤な影響を与えます。ダイオキシン類はイギリスやヨーロッパ諸国と比較しても 8 倍という報告もあり、これは日本の焼却炉設備の異常な多さに帰すると考えます。ダイオキシン類発生の原因は他にもありますが大きな要因であるごみ焼却を止めることが非常に有効であると考えます。</p>
	－	<p>役場の結果も平成 26 年までしかありませんが、中部環境、役場での測定結果でも平成 21 年を除き、中部環境のダイオキシン類の結果は非常に高い結果となっております。環境基準の 0.6 を超えた時もありました。添付書類をよく見てください。前新井保美中部環境保全組合管理者は、ダイオキシンは基準より大幅に下回り良好な状態で稼働していて全く心配いりませんと発言していましたが、何を根拠に発言したか全くわかりません。地元の住民として納得できません。煙突からの目に見えない有害物質はゼロではありません。基準値が決められている物質は危険で害があるからで、害が全くなければ基準値はないのです。</p>

都市計画決定権者の見解

本手続きは埼玉県環境影響評価条例に従って行っておりますが、その中に災害時を想定した環境影響評価を行う規定を定めていないため、準備書においても災害時を予測評価した内容はございません。ただし、事業計画では集中豪雨等による浸水や地震に配慮した施設整備計画となっております。具体的には、熱回収施設プラットホームの2階への配置によりごみピットへの浸水防止を図り、工場棟の主要設備を上階へ設置することにより浸水の影響を回避し、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じて耐震性能を確保いたします。

また、地震による液状化リスクは、平成 28 年に組合が実施した計画地内の地質調査（ボーリング調査）において、「地盤としての液状化に対する危険性も低い」との結果が出ております。なお、ハザードマップ等によると計画地を含む地域としては液状化の可能性も指摘されていることから、今後工事に入る際には詳細なボーリング調査を行い、計画地における液状化リスクを個別に判断していくものと考えております。

本手続きは埼玉県環境影響評価条例に従って行っておりますが、その中に災害時を想定した環境影響評価を行う規定を定めていないため、準備書においても災害時を予測評価した内容はございません。なお、災害時において、ごみ処理施設にとって重要なことは、安定的に操業を続けることです。そのため、浸水対策として、熱回収施設プラットホームの 2 階への配置によりごみピットへの浸水防止を図り、工場棟の主要設備を上階へ設置することにより浸水の影響を回避するなどの計画としております。

災害時において、ごみ処理施設にとって重要なことは、安定的に操業を続けることです。そのため、浸水対策として、熱回収施設プラットホームの 2 階への配置によりごみピットへの浸水防止を図り、工場棟の主要設備を上階へ設置することにより浸水の影響を回避するなどの計画としております。

ごみの搬入は構成市町村により行われますが、災害時等の危機管理体制につきましては、埼玉県、市町村及び一部事務組合は、埼玉県清掃行政研究協議会において、災害廃棄物等の処理に関する相互協定や埼玉県一般廃棄物連合会と災害廃棄物等の処理の協力に関する協定を締結しております。

分析方法は、第 9 章の各調査項目における調査方法に記載しております(例:大気質は 9.1-2)。準備書中には具体的な検査機関及び分析機器の記載はしていませんが、各々の測定や分析については計量証明事業所に登録された測定分析機関等により行っております。

自主基準値(0.1ng-TEQ/m³N)として採用している法基準値は過去のものではなく、現在適用されている基準値です。この法基準値は、健康影響の観点から設定された数値よりも厳しい値(健康影響数値 80ng-TEQ/m³N に対して約 0.1%)として定められたものです。これは、最新の技術に照らし最大限可能な水準まで削減するという国の考えに基づくものであり、適切な自主基準値であると認識しております。なお、ダイオキシン類の毒性については、環境省では「通常の生活の中で摂取する量では急性毒性は生じない」とされています。

埼玉中部環境保全組合では、平成 10・11 年度に「排ガス高度処理施設整備事業」を実施するなど、ダイオキシン類排出対策を行っております。

表 16-13 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
その他	－	各自治体ともに、自らのゴミの処理はやりたくないでしょう。ただどこかで処理しなくてはなりません。それを吉見町だけに集めて大規模に処理するのは反対です。時代は分別処理、ゴミ減量化の流れなのに、多くの自治体から 1ヶ所に集めてやることに何のメリットもありません。先日の北海道地震では大規模大発電所が停止した時北海道全てで停電しました。ここ吉見でも 1ヶ所が停止したらこの地域全体の機能が停止することは避けねばなりません。
	－	1. 焼却施設建設推進前提のアセスなどいらない。そんな準備など必要ない。日本は世界の 70%もの施設を保有しているという実情を踏まえれば、最早、施設建設に多額の税金を使うのではなく、ごみを出さない施策に転換すべきと考えるので。(世界のごみ焼却炉数・日本 1893・アメリカ 168・フランス 100・イタリア 51・ドイツ 51・スイス 29・スウェーデン 21・オランダ 9 2008 年 OECD 統計 単位:ヵ所)相次ぐ台風の影響、海水温の変化による漁獲量の変化等々、地球温暖化の影響がこれほど身近になっているなかで、パッカー車運行で排ガスを増やし、大量のごみを広域に集めて燃やすという施設建設計画自体、大局的に見て、地球環境を守らなければならない人類的使命に逆行するものと考えられる。
	－	以上、巨大な施設を作る環境にないので、建設に反対である。
	－	6. 高温水は排出されることへの影響調査がないのはなぜか。
	－	世の流れは、SDGs(継続可能な開発)である。なんでも燃やすのではなく生ごみは有機肥料に、リサイクルできる物は徹底してリサイクルすべき。
	－	4. 鳩山での協定に示された自主基準値が示す数値は、地域住民の共通した要求と考える。比して本アセス数値は施設運用ありきの都合のいい基準となっていて認められない。

都市計画決定権者の見解

ごみ処理の広域化は、一般廃棄物を広域的に処理することにより再生利用が容易になること、焼却施設の集約化に伴う全連続炉化によりダイオキシン類を始めとした環境負荷の低減化や効率的な熱回収が可能となること、施設整備費や維持管理経費を抑えることができることなどの点を踏まえて、事業を進めております。一方でご指摘のとおり、排出時点におけるごみの分別・減量化も非常に重要ですので、構成市町村においてその推進に向けて施策が進められていると認識しております。新施設においても、ごみの選別・解体等を最大限行い、可能な限りリサイクルを推進し、燃やさざるを得ないもののみを焼却する計画です。また、新施設は地震等の災害に対し、高い安全性と耐久性を有する施設とし、災害時に発生する廃棄物の処理にも対応できるよう計画しております。災害時等の危機管理体制につきましては、埼玉県、市町村及び一部事務組合は、埼玉県清掃行政研究協議会において、災害廃棄物等の処理に関する相互協定や埼玉県一般廃棄物連合会と災害廃棄物等の処理の協力に関する協定を締結しております。

ごみ処理の広域化は、一般廃棄物を広域的に処理することにより再生利用が容易になること、焼却施設の集約化に伴う全連続炉化によりダイオキシン類を始めとした環境負荷の低減化や効率的な熱回収が可能となること、施設整備費や維持管理経費を抑えることができることなどの点を踏まえて、事業を進めております。

ごみ処理の広域化は、一般廃棄物を広域的に処理することにより再生利用が容易になること、焼却施設の集約化に伴う全連続炉化によりダイオキシン類を始めとした環境負荷の低減化や効率的な熱回収が可能となること、施設整備費や維持管理経費を抑えることができることなどの点を踏まえて、事業を進めております。

事業計画の水質汚濁防止計画により、ごみ処理に伴って発生するプラント排水は、適正処理を行い、処理後はプラント内で再利用します。

生活排水は、隣接する農業集落排水処理施設で処理後、農業用水路に放流します。農業集落排水処理施設への排水につきましては、準備書資料編 15 で整理いたしました。農集施設の処理能力 316m³/日に対して、現状処理量(約 250m³/日)+事業による増加量(約 30m³/日)=約 280m³/日であるため、処理可能な範囲であることを確認いたしました。また、農集施設の入口時点での水温の変化も最大 0.8℃程度であり、その後の農集での水処理により排水の水温・水質も安定することから、農業用水路における影響はないと判断し、予測・評価を行わないことといたしました。

新施設においても、ごみの選別・解体等を最大限行い、可能な限りリサイクルを推進し、燃やさざるを得ないごみのみを焼却する計画です。

自主基準値(0.1ng-TEQ/m³N)として採用している法基準値は、健康影響の観点から設定された数値よりも厳しい値(健康影響数値 80ng-TEQ/m³N に対して約 0.1%)として定められたものです。これは、最新の技術に照らし最大限可能な水準まで削減するという国の考えに基づくものであり、適切な自主基準値であると認識しております。

表 16-14 環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	項	意見の概要
その他	－	<p>1. 準備書の縦覧及び説明会開催場所は「建設予定地から周囲 3km 以内の 6 市町」に限られ遠隔地の住民は広域化の問題を認識しにくくその意見を反映しにくい状態になっている。</p> <p>ゴミを一番多く排出する東松山と桶川は辛うじて市の間のごくわずかな部分が 3km の範囲にかかっているため説明会の開催もされたが嵐山、滑川、ときがわ、東秩父の人たちにとって非常に不利な状況である。遠隔地の環境影響は変化しないだろうとの考え自体住民の生活実態とかけ離れている。</p>
	－	<p>現在関係 9 市町村のごみは分別収集方法が異なっている。広域化によってそれが統一されることになるが、世間一般の「楽な方に流れる」傾向を考えると現在より分別がゆるやかになり、焼却ゴミを増加させてしまう可能性が高い。有害物質の発生を抑制するには徹底した分別処理が必要であるのに逆の方向に進みかねない。</p>
	－	<p>新施設は有害物質の発生を抑制し、集塵器による捕捉もするので基準に適合するとのことであるがダイオキシン類より変異原性が高くまた焼却による生成量も多い PAHs、ニトロ PAHs についての言及がないようだが測定しているのであれば準備書の当該頁をご教示いただきたい。</p> <p>測定していないなら今後測定していただきたい。</p>
	－	<p>更には、荒川流域は、国土交通省関東整備局が事務局となり、コウノトリを中心としたエコロジカルネットワーク協議会で、自然再生を含めた環境作りが行われている地域である。計画施設から 1 キロも満たない地域であり、吉見町、桶川市、北本市、鴻巣市、川島町が加盟団体となっているが、一切触れていないばかりか、これに対する影響評価もない。数キロ先にはオオタカの営巣地もあったはずである。欠陥のアセスメントであり、施設計画は認められない。</p>
	－	<p>2. 吉見町はコウノトリトキの舞う関東自治体フォーラムに名を連ねているが、この事業との整合性がとれていない。</p>
	－	<p>現地は「いちご街道」と呼ばれる苺の産地で、多くの人に愛されている。</p> <p>そこに巨大な施設ができ、どんなに煙突からの煤煙が安全と言われても安心して苺を購入できない。</p>
	－	<p>交通については、最近交通量が非常に増加しており、これ以上の交通量増加に安全面、渋滞、環境汚染等心配です。</p>
	－	<p>9 市町村のゴミ搬入車も列をなすことになるろう。せっかく吉見町の名産として確立した苺もいわゆる風評被害にさらされることは免れないであろう。</p>

都市計画決定権者の見解

本事業に係る環境影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3km 以内の地域」を基準として設定いたしました。なお、準備書等につきましては、広報やホームページでできるだけ多くの方々に周知させていただきました。

ご指摘のとおり、排出時点におけるごみの分別・減量化も非常に重要ですので、構成市町村においてその推進に向けて施策が進められていると認識しております。新施設においても、ごみの選別・解体等を最大限行い、可能な限りリサイクルを推進し、燃やさざるを得ないごみのみを焼却する計画です。

ニトロ多環芳香族炭化水素化合物(ニトロ PAHs)等については測定をしておりません。国立環境研究所の報告(廃棄物焼却炉におけるニトロ多環芳香族炭化水素化合物について(2007))によりますと、廃棄物焼却炉においてはダイオキシン類排出削減対策を実施することでニトロ PAHsも抑制できること、及びニトロ PAHsと PAHsの挙動が類似していることが示されています。よって、PAHs・ニトロ PAHsはダイオキシン類と同様な挙動を示すと考えられることから、当該項目を個別に測定することは考えておりません。なお、同報告では、バグフィルタによるばいじんの除去により排ガス中のニトロ PAHsも抑制できることも示されております。

コウノトリは、現地調査においては確認されなかったものの、計画地および計画地周辺の水田環境が採餌環境として利用されている可能性はあります。動物に係る環境保全措置として、開放水面を有する湿地環境を計画地内に創出することは、コウノトリの採餌環境としても機能することが期待されます。オオタカの営巣地は予測地域内には存在せず、採餌環境として利用していると考えられます。事業により一部採餌環境が消失しますが、その代替環境として、鳥類が利用できる高木・中木・低木を織り交ぜた階層構造を持つ緩衝緑地を整備します。

コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラムの設立趣旨では、「野生生物の生育・生息空間が確保することが求められています」とあると同時に、「環境と経済の調和を図った地域振興・経済活性化の方策に取り組む」とありますので、本事業が環境との調和を図ることで整合は取れるものと考えます。

新施設の建設工事及びその稼働に伴う環境影響につきましては、準備書にて整理いたしました。その結果、いずれの項目においても、環境保全目標に適合すると評価いたしました。この予測評価結果を確認するため、工事中・施設稼働後においても、事後調査として環境調査を実施してまいります。

本事業により周辺道路が渋滞しないように、大きく3つの対策を計画しております。一つは、北側出入口に右折レーンを設置することで、西側から来る車両の右折待ち車両による渋滞を防止します。次に、施設内についても十分な長さの構内道路を設けることで車両を吸収して計画地の中に搬入待ち車両を滞留させます。最後に、ごみ搬入車両の出入口を北側と西側の2か所に設けることにより車両の流れを分散します。また、環境影響につきましても、前面の県道において大気質・騒音・振動の予測評価を行いました。いずれも環境保全目標を下回っていると評価いたしました。

本事業により周辺道路が渋滞しないように、大きく3つの対策を計画しております。一つは、北側出入口に右折レーンを設置することで、西側から来る車両の右折待ち車両による渋滞を防止します。次に、施設内についても長い構内道路を設けることで車両を吸収して事業予定地の中に搬入待ち車両を滞留させます。最後に、ごみ搬入車両の出入口を北側と西側の2か所に設けることにより車両の流れを分散します。

16.2 知事意見に対する都市計画決定権者の見解

第15章で示した、環境の保全の見地からの意見に対する都市計画決定権者の見解は、表16-15～に示すとおりである。

表 16-15 知事意見に対する都市計画決定権者の見解

項目	知事意見
全般事項	<p>(1) 施設配置計画の具体化に伴う搬出入車両出入口の数及び位置の変更により生じた環境影響の変化について、各項目における調査、予測等が対応しているかが分かるように記載すること。</p> <p>(2) 既存施設(埼玉中部環境センター)との同時稼働による影響について、各項目の予測、評価においてどのように見込んでいるかを明らかにすること。</p> <p>(3) 予測・評価の条件や根拠等を明確にし、広く一般的に理解し易いものとなるよう努めること。</p> <p>(4) 付帯施設や緑地を含む施設整備計画を具体化し、予測・評価の前条件が変化した場合、該当部分について見直しを行うこと。</p>
調査、予測、評価について	
大気質・騒音・振動・悪臭	<p>予測結果が基準若しくは目標を満たしている場合であっても、予測の不確実性を考慮し、車両の走行及び施設の稼働が周辺の住宅や農地に及ぼす影響を可能な限り低減するよう、事業実施段階においても追加の環境保全措置を講ずること。</p>
水質・水象	<p>(1) 造成時等の工事に伴う市野川への排水について、工事の時期や工程によって影響が異なるため、影響が最大になると想定した時期及び工程を示すとともに、環境保全措置を明らかにするだけに止まらず、予測の結果及び環境保全措置の効果について具体的に記載すること。</p> <p>(2) 通常稼働中に限らず、休炉中に発生する施設排水の扱いについての考え方を記載し、必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。</p>
地盤	<p>自然堤防間の低地と思われる計画地の敷地全体に1m程度の盛土を行う計画であることから、地盤沈下を考慮し、建屋境界部などで埋設配管等の破損がないよう工事計画を策定すること。</p>
動物・生態系	<p>施設の存在による影響が過小評価されており、環境保全措置の検討が不十分である。水田及び樹木に依存する動植物の生息環境を保全するため、事業地内に好適なビオトープを設置する等、更なる環境保全措置を検討すること。</p>
景観	<p>計画地周辺に所在する住宅地からの眺望の変化が小さいとは言えないため、高木・中木の混植による遮蔽や、建物の色彩・形状の調整等、より具体的な環境保全措置を検討すること。</p>
史跡・文化財	<p>自然堤防内等では埋蔵文化財包蔵地以外でも文化財が発見される事例があることから、工事着手前の調査や文化財発見時の対応等について検討すること。</p>
廃棄物	<p>資源化できない不適物の発生についても想定し、必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。</p>
温室効果ガス	<p>国及び県の計画や同規模施設の事例を勘案し、より定量的な環境保全目標を記載すること。</p>

都市計画決定権者の見解
<p>出入口が変化しても使用する道路は変わらないため、調査地点及び予測地点に変更はありません。この旨を本評価書において記載しました。</p>
<p>現地調査は、埼玉中部環境センターの稼働時に実施しているため、現地調査結果には、埼玉中部環境センターの稼働による影響が含まれています。この旨を本評価書において記載しました。</p>
<p>広く一般に理解し易いものとなるよう努めました。</p>
<p>付帯施設や緑地を含む施設整備計画を具体化し、予測・評価の前条件が変化した場合には、該当部分について見直しを行います。</p>
<p>予測結果が基準若しくは目標を満たしている場合であっても、予測の不確実性を考慮し、車両の走行及び施設の稼働が周辺の住宅や農地に及ぼす影響を可能な限り低減するよう、事業実施段階においても追加の環境保全措置を講じます。</p>
<p>造成等の工事の内、主に濁水やアルカリ排水が発生するのは、工事の初期段階に実施する掘削盛土等の土木工事、杭基礎等の基礎工事及びごみピット等の地下構造物構築時です。また、保全措置の効果も合わせて、本評価書において記載しました。</p>
<p>休炉中にボイラ設備のメンテナンスを行った場合のボイラ排水については、施設内の排水処理施設での処理(処理後は再利用)、あるいは産業廃棄物として適正に委託処分を行います。</p>
<p>地盤沈下を考慮し、建屋境界部などで埋設配管等の破損がないよう工事計画を策定します。</p>
<p>水田及び樹木に依存する動植物の生息環境を保全するため、事業地内に好適なビオトープを設置する等、更なる環境保全措置を検討しました。</p>
<p>高木・中木の混植による遮蔽や、建物の色彩・形状の調整等、より具体的な環境保全措置を検討しました。</p>
<p>工事着手前の調査や文化財発見時の対応等について検討します。</p>
<p>計画施設では処理できない処理不適物(資源化不適物)もごく少量発生しますが、関係法令等を遵守し、埋立処分等適正に処理します。</p>
<p>国及び県の計画や同規模施設の事例を勘案し、より定量的な環境保全目標を記載しました。</p>